

長崎労働基準監督署発表
令和8年9月1日(火)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第一方面主任監督官 清田 直秀

電話 095-846-6391(17:15 まで)

095-846-6354(17:15～19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～作業を指揮する者に指揮を行わせていなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 ^{ほんだ} 本田 ^{くにひろ} 邦浩)は、本日、有限会社TNコーポレーション及び同社統括部長を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年4月11日、長崎市新地町の鉄骨造13階建て建物建設工事現場において、工事用ラック式エレベーターの昇降路塔の組立作業中、昇降路塔の組立作業の指揮を行う者に、作業の方法を決定させ、作業を指揮させていなかった疑い。

1 被疑者

(1)有限会社TNコーポレーション

所在地：長崎県長崎市岩川町

事業内容：仮設物の組立解体工事業

(2)統括部長 A

2 違反条文(別紙1参照)

被疑者有限会社TNコーポレーション、被疑者Aともに労働安全衛生法違反
同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

クレーン等安全規則第153条第2項第1号(組み立て等の作業)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和8年4月11日、長崎県長崎市新地町に所在する鉄骨造13階建てホテル新築工事現場において、仮設物の組立解体工事を請け負った有限会社TNコーポレーショ

ンが、同社の社員Xに、工事用ラック式エレベーターの昇降路塔（エレベーターの搬器が昇降する通路を構成するレール等を指す）の組立作業を行わせた際に、社員Xが地上から高さ37メートルの地点より当該エレベーターの搬器ごと地上に墜落し、骨盤骨折及び肺挫傷を負うという災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、エレベーターの昇降路塔の組立作業を行う事業者は、作業を指揮する者を選任して、その者に労働者の配置及び作業の方法を決定させ、作業を指揮させなければなりません。が、災害発生当時、統括部長Aは、事業者の代理人として作業を指揮する者に作業の方法を決定させ、作業を指揮させる立場にあり、かつ、自ら当該作業を指揮することとしたにもかかわらず、作業方法の決定及び作業の指揮を行っておらず、もって機械等による危険を防止するための必要な措置を講じていなかった疑いがあるものです。

5 その他

長崎県内において、令和8年1月以降7件の死亡災害が発生していますが、そのうち、墜落・転落による災害が5件となっています。

墜落災害はひとたび発生すると重篤な結果となりやすいことから、長崎労働基準監督署では、臨検監督をはじめ労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法違反により死亡等の重篤な労働災害が発生させた事業者に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処する方針です。

6 添付資料

別紙1 関係条文

関係条文

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項若しくは第三項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反したとき。

二～四（略）

（両罰規定）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

クレーン等安全規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十四号）（抄）

（組立て等の作業）

第百五十三条 事業者は、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。
- 二・三（略）

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
- 二・三 (略)